

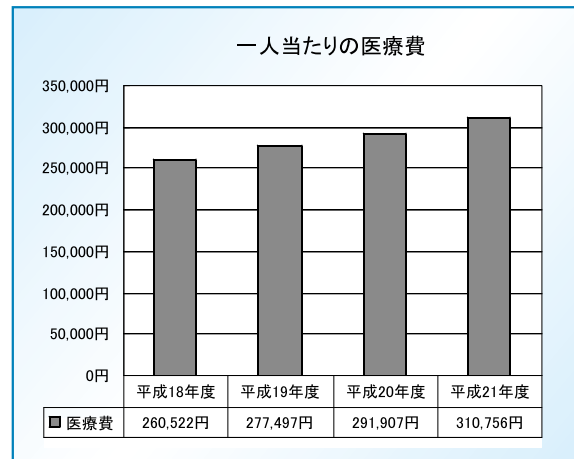
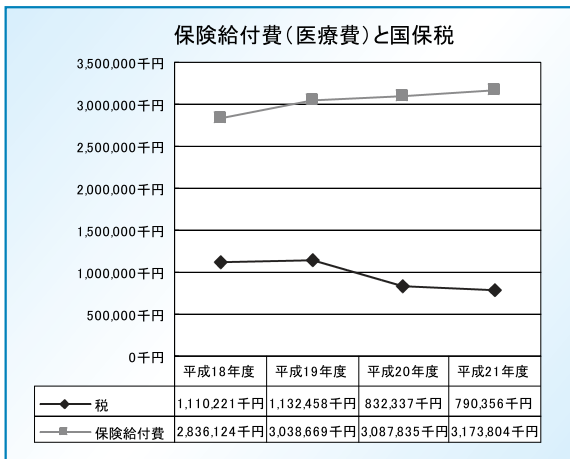
平成22年度の国民健康保険税についてお知らせします

○保険税の税率等を改定しました。

国民健康保険（国保）は加入者が保険税を出しあい、必要な医療費にあてる「助け合い」の制度です。現在の国保財政は、保険税収入が減少する一方で、年々増大する医療費により非常に厳しい状況となっています。このため、国保事業の健全運営を図るため平成22年度から税率等の改定を実施することとなりました。加入者の皆さんが安心して医療を受けられるためにも、ご理解をお願いします。

改定内容	所得割率	均等割額	平等割額	限度額
医療費分	7.2% → 8.1%	19,000円 → 21,600円	21,600円 → 23,600円	47万円 → 50万円
後期支援分	2.0% → 2.2%	5,300円 → 6,200円	6,000円 → 6,500円	12万円 → 13万円

※平成18年度から平成21年度における医療費および保険税の推移



○保険税の計算方法

区 分		税 率		保険税 (A)+(B)+(C)
医療費分	加入者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 × 【 8.1% 】	⇒ ①	医療費分の 保険税 (A) (①から④の計) 限度額 50万円
	加入者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) × 【 31.7% 】	⇒ ②	
	世帯の加入者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【 21,600円 】	⇒ ③	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【 23,600円 】	⇒ ④	
後期支援分	加入者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 × 【 2.2% 】	⇒ ⑤	後期支援分の 保険税 (B) (⑤から⑧の計) 限度額 13万円
	加入者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) × 【 8.3% 】	⇒ ⑥	
	世帯の加入者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【 6,200円 】	⇒ ⑦	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【 6,500円 】	⇒ ⑧	
介護納付分	第2号被保険者の所得に応じて計算 所得割	所得割算定基礎額 × 【 2.3% 】	⇒ ⑨	介護納付分の 保険税 (C) (⑨から⑫の計) 限度額 10万円
	第2号被保険者の資産に応じて計算 資産割	固定資産税額(土地および家屋) × 【 7.0% 】	⇒ ⑩	
	世帯の第2号被保険者数に応じて計算 均等割	1人あたり 【 7,700円 】	⇒ ⑪	
	世帯につき計算 平等割	1世帯につき 【 5,500円 】	⇒ ⑫	

※保険税賦課限度額：計算した保険税が、医療費分50万円、後期支援分13万円、介護納付分10万円を超えた場合は、それぞれ50万円、13万円、10万円となり、この場合の保険税額は73万円となります。(ただし、世帯の中に40歳から64歳までの被保険者の方がいない場合は、63万円)

○保険税の納付および納税通知書等の送付時期

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保の加入者がいる場合は、国保税納付の義務は世帯主にあります。各年度分（4月から3月まで）の保険税については、納付方法（特別徴収、普通徴収）に関係なく、毎年7月10日までに納税通知書、特別徴収通知書等をお送りします。

詳しいお問い合わせは、市税務課諸税係（市役所1階 ☎32・3845）まで。